

発行総額20億4,000万円。地域の商業活性化を図る 『岐阜市プレミアム付き商品券』発行!

当所では市内の消費喚起を目的に「岐阜市プレミアム付き商品券」を発行します。

取扱事業者様受付
募集中!

募集期間／平成27年5月1日(金)～平成27年12月1日(火)

一般販売
7月1日(水)スタート!

取扱事業者様には…
商品券で
集客の
チャンス!!



購入者には…
10,000円分の
商品券で
2,000円
おトク!!

協　名　称　岐阜市プレミアム付き商品券
発　行　力　柳津町商工会
行　日　平成27年7月1日(水)～平成27年12月20日(火)まで
※期限切れの商品券は無効となります。
利用期間　平成27年7月1日(水)～平成27年12月20日(火)
セット数　全17万セット
販売額　1セット10,000円
(1,000円券12枚入り)

1回の購入につき、1人当たり購入申込書1枚まで申請できます。
購入申込書1枚につき5セットまで購入可能です。
※偽名による購入等の不正購入が判明した場合、
購入申込書1枚まで申請できます。
購入申込書1枚につき5セットまで購入可能です。
※売り切れ次第終了

注意事項
販売場所　岐阜市内で取扱を指定する
金融機関　(調整中)

●本券の利用期限は平成27年12月20日(火)です。これ以降は無効となりますのでご注意ください。
●商品券取扱事業者印(押印または記入された商品券、き損した商品券は無効です)が記入された商品券は岐阜市プレミアム付き商品券取扱店に限り利用できます。
●商品券によっては本券を利用できない場合があります。
●現金・有価証券等との引換、金融機関への入金はできません。
●利用額が商品券額面に満たない場合も、つり銭は支払われません。
●「商品券取扱事業者印」が押印または記入された商品券、き損した商品券は無効です。
●商品券の紛失・盗難・き損に対し、岐阜商工会議所は責任を負いません。
●複製・偽造等は違法行為です。法律により処罰されることがあります。
●取扱事業者の方による換金申請は12月25日(金)が最終日です。これ以後、一切の換金申請はできませんのでご注意ください。

岐阜市プレミアム付き商品券 取扱事業者説明会

会場　岐阜商工会議所

〒500-8727 岐阜市神田町2丁目2番地

5月26日(火)・27日(水)

6月2日(火)・5日(金)・8日(月)

各開催日とも5回開催

①10:00～ ②11:00～ ③13:00～

④14:00～ ⑤15:00～

※説明会への参加は予約不要です。ご都合のよろしい日時にお越しください。

※定員は各回400名程度です。満席になり次第受付を終了いたしますので、あらかじめご了承ください。

※岐阜商工会議所には駐車場がございません。

近隣の有料駐車場をご利用ください。

※最寄りのバス停は岐阜市役所南庁舎前下車徒歩1分

会場　柳津町商工会

〒501-6104 岐阜市柳津町本郷2-1-5

5月28日(木)・29日(金)

各開催日とも5回開催

①10:00～ ②11:00～ ③13:00～

④14:00～ ⑤15:00～

※説明会への参加は予約不要です。ご都合のよろしい日時にお越しください。

※定員は各回40名程度です。満席になり次第受付を終了いたしますので、あらかじめご了承ください。

※駐車台数には限りがございます。

詳しくは、今月号折込チラシ
または、Webサイトをご覧ください!

岐阜商工会議所

検索



- 利用対象外商品 平成27年4月23日現在
- ①国・地方公共団体への支払い
- ②公共交通料金等の支払い(電気・ガス・水道料金・乗車券等)
- ③換金性の高いものの購入(有価証券・各種商品券・ペリペイドカード・図書券・ビール券・切手・印紙・チャージ代等)
- ④現金との換金、金融機関への預け入れ
- ⑤医療保険や介護保険等の一部負担金(処方箋が必要な医薬品を含む)
- ⑥土地購入・家屋購入
- ⑦取扱店自らの事業上の取引(商品の仕入れ等)
- ⑧「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの
- ⑨特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ⑩取扱店が特別に指定した商品

- 取扱事業者 参加資格
- 岐阜市内に店舗・事業所を有する事業者のうち、次の①～⑤に該当せず、岐阜市内の小売業、飲食業、サービス業等の店舗および事業者が参加資格を有します。
- ①「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第5項に規定する営業を行っている事業者
- ②特定の宗教・政治団体と関わる事業者
- ③公序良俗に反する業務内容を含む事業を行っている事業者

*取扱店業種例
※但し、金券ショップ、風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係る店舗等、一部業種においては参加いただけません。